

平成 20 年度宮前区区民会議
(仮称) 公園を活用した地域づくり部会(第 1 回)

平成 20 年 6 月 16 日(月) 15 時～17 時
宮前区役所 4 階 第 2 会議室

次 第

開 会

1 議 事

- (1) 具体的な審議テーマについて
- (2) 部会名称について
- (3) 宮前区の公園緑地の現状と課題について

2 その他

閉 会

配布資料

- 資料 1 部会の具体的な審議テーマについて(たたき台)
- 資料 2 川崎市緑の基本計画(抜粋)
- 資料 3 地元管理運営マニュアル
- 資料 4 宮前区の公園緑地一覧
- 資料 5 公園・緑地等位置図
- 資料 6 統計資料

第2期宮前区区民会議委員

	部会			氏名	選出区分	分野	団体名等
	企画	公園	顔				
1				ながの まさる 永野 勝	団体推薦	防災・地域交通	宮前区安全・安心まちづくり推進協議会
2				たなべ やすあき 田邊 保昭	団体推薦	福祉・健康	宮前区社会福祉協議会
3				よしだ こうたろう 吉田 亨太郎	団体推薦		宮前区老人クラブ連合会
4				ごとう ひとみ 後藤 ひとみ	団体推薦	子育て・教育	宮前区こども支援関係者連絡会
5				かわにし かずこ 川西 和子	団体推薦		宮前区地域教育会議
6				かわい あきこ 河井 明子	団体推薦	自然・生活環境	グリーンフォーラム21 世話人会
7				かわしま よししげ 川島 芳茂	団体推薦	産業・まちの活力	宮前商店街連合会
8				すずき かずこ 鈴木 和子	団体推薦	文化・観光	宮前区観光協会
9				よしおか きよし 吉岡 清	団体推薦	地域組織・ まちづくり	宮前区全町内会・自治会連合会(向丘地区)
10				ふくもと たかし 福本 尚	団体推薦		宮前区全町内会・自治会連合会(宮前地区)
11				まつい りゅういち 松井 隆一	団体推薦	地域特性	宮前区まちづくり協議会
12				さとう としえ 佐藤 利枝	公 募		
13				つねかわ やすお 恒川 康夫	公 募		
14				うがじん やすし 宇賀神 泰志	区長推薦		第1期区民会議 明日のコミュニティ部会長 (宮前区自主防災連絡協議会)
15				すずき けいこ 鈴木 恵子	区長推薦		第1期区民会議 高齢者福祉部会長 (在宅介護支援ボランティアグループ すずの会)
16				たかぎ かずひろ 高木 一弘	区長推薦		飛森谷戸の自然を守る会
17				ちば まさゆき 千葉 将行	区長推薦		(株)フューチャーリンクネットワーク
18				まえだ まさこ 前田 正子	区長推薦		(財)横浜市国際交流協会
19				もくだい ゆみこ 目代 由美子	区長推薦		第1期区民会議 子ども部会長 (宮前区民生委員・児童委員協議会)
20				わたなべ よしお 渡辺 良雄	区長推薦		第1期区民会議 地域防災部会長 (宮前区全町内会・自治会連合会(向丘地区))

…… 委員長 …… 副委員長

…… 部会長 …… 部会メンバー

【参与】

市議会議員

浅野 文直	織田 勝久
飯田 満	佐々木 由美子
石川 建二	平子 瀧夫
石田 康博	矢沢 博孝
太田 公子	山田 晴彦

県議会議員

福田 紀彦	持田 文男
-------	-------

■ 審議課題「(仮称)公園を活用した地域づくり」の議論の方向性について (たたき台)

平成20年度第1回宮前区区民会議での意見や、第1期(特に明日のコミュニティ部会)での議論などを踏まえて、今後の議論に向けて事務局で整理したものです。

(仮称)公園を活用した地域づくり部会

【部会の論点】

「明日のコミュニティづくり」のために公園をどのように利活用していけば良いか？
公園を通じた地域コミュニティの活性化、高齢者・青少年・子育てなどの支援を考える。

【公園について (川西副委員長整理+事務局整理)】

公園とは？

- ・身近で地付き、日常的な場
- ・非日常的な場 (災害時の避難場所)
- ・健康づくりや遊びなど共有の場
- ・多世代の出会い・交流の場
- ・自然・環境に触れる場
- ・行政の多部門が様々な形で関わる場
- ・地域の大切な資産

そんな公園を…

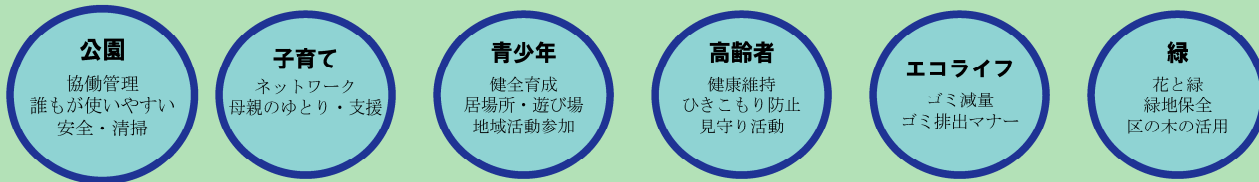
- ・誰もが使いやすい安全・安心な場とする
- ・より多様で充実した区民の活動の場・共有の場とする
- ・地域みんなで育て・守っていく場とする
- ・分野や組織、世代を越えた出会い・交流の場とする
- ・地域コミュニティ形成の場とする
- ・地域課題解決につながる場としていく



【関連委員意見 (事前打合せ会・第1回全体会より)】

- ・例えば高齢者の公園での体操活動に子どもも参加すれば、世代交流も進む。(佐藤委員)
 - ・きれいで遊びやすい公園になれば、世代がつながる。発展していける。(前田委員)
 - ・こどもがのびのびと遊ぶことができるプレイパークを宮前区の公園でも実現したい。(前田委員)
 - ・誰もが使いやすく、きれいな公園づくりが必要だ。(高木委員)
- など

【主に扱うことになるとと思われる関連テーマ・地域課題】



最終目標： 明日のコミュニティづくり

小地域コミュニティ
顔の見える関係づくり
たまり場・拠点づくり
世代交流、地域参加
担い手育成 (団塊・若年・男性含む)
ネットワーク形成、
地域組織活性化 (自治会・町内会含む)
など

【関連委員意見】

- ・顔の見えるコミュニティの中での取組を進める。(永野委員長)
 - ・コミュニティ形成の課題に外堀からアプローチしていくのが良いのではないか。(宇賀神委員)
 - ・つながりを意識しながら進めたい(河井委員)
 - ・組織の縦割りを解除し、フラットにする。身近な課題に皆で取組むつながりのある部会設定をしたい。(鈴木忠委員)
- など

(1) 基本方針 1 「協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築」

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政が法や制度などを根拠に緑の保全、創出、育成を進めていくことが基本となります。しかしながら、行政が市域の緑の課題を全て解決していくことは難しいため、市民をはじめとした様々な主体が共通認識をもちながら協働し、様々な課題を解決していくことが大切となります。

川崎市は、これまでも市民や事業者との協働を重要な施策と位置づけ、人材育成や市民活動の支援などの諸施策を進め、その結果、緑の活動団体の登録、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などにより、2006（平成18）年時点で11,000人を超える市民による緑の活動が行われるようになりました。

今後、市民協働の機会の確保、支援体制の充実、ボランティアリーダー等の活躍の場の確保、情報発信を充実させるなど、行政のよきパートナーとして、地域に根ざした持続可能な市民活動の促進を図ることが重要となります。

こうしたことから、基本方針1に「協働」を位置づけ、全ての施策展開の基本とし、地域ぐるみによる緑の保全、創出、育成を進めます。

〔緑の協働の考え方〕

●緑の協働とは

緑の協働とは、地域における緑の課題を、様々な主体が対等な立場で連携しながら解決を図り、緑の特性に応じた質の向上を図る行動とします。

●緑の協働の位置づけ

緑の施策展開にあたっては、これまでの協働の実績を踏まえ、更に充実させていきます。本計画を推進するにあたって「緑の協働」を施策展開の基本に位置づけるものとします。また、緑の協働は、様々な主体がそれぞれの場の特性や関わりなどに配慮しながら、「だれが」、「どこで」、「何のために」、「どのようにして」をお互いに認識することが大切です。

●緑の協働に期待する効果

保全、創出された多様な緑が、地域の様々な主体の協働と連携により、持続的に育成されていくことは、身近な生活環境を向上させることや、活気にあふれた地域コミュニティの醸成などにつながります。また、行政による緑の施策が一過性で終わることなく、その成果が持続的に地域の中で生きつづけることが期待されます。

●団塊の世代の参画

2007（平成19）年から「団塊の世代」の大量退職が始まることを見込まれています。川崎市では、2007（平成19）年からの5年間で60歳をむかえる人は約10万人と推定されています。これらの方々の約75%が就業者であることから、この5年間で約7万から8万人の方々が定年退職期をむかえ、地域中心の生活に移っていくということが想定されています。こうしたことから、市民参加の地域づくりには、豊富な経験、知識、能力をもつ団塊の世代の参画が大いに期待されています。

●緑の基本計画における緑の協働の主体と範囲

○緑の協働の主体

緑の基本計画における緑の協働の主体は、市民、事業者、NPO、大学等の教育・研究機関、行政を対象とします。

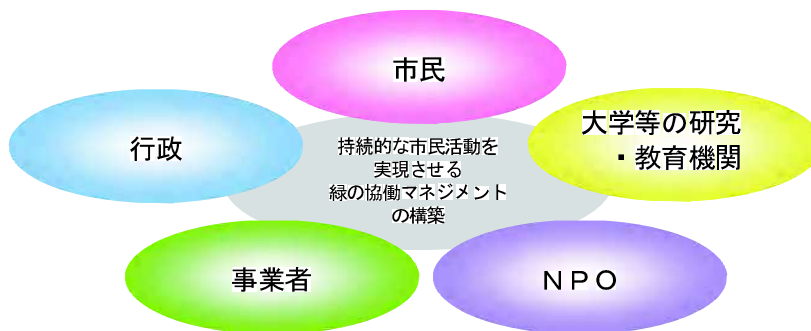


図 3-4 多様な主体との協働のイメージ

○主体の特徴と期待される役割

各々の主体の特徴と期待される役割は、次のとおりです。

表 3-1 各々の主体の特徴と役割

主体※	特徴と役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域における課題を行政施策に反映させるよう要請することができる。 地域に人脈を持ち、様々な人材の参画の輪を広げることができる。 地域に即した多様な活動を行なうことができる。 地域の事情に即して行政で対応しにくい面をカバーすることができる。
NPO	<ul style="list-style-type: none"> 特定の目的をもって、協働を持続的に推進する機動力がある。 協働の対象について学術的、専門的視点からアドバイスができる。 行政で対応しにくい面を弾力的にカバーすることができる。 市民活動団体間の連携調整を行うことができる。 フォーラムの開催など、地域を越えた交流を行う力を持っている。 活動成果を広く発信する力を持っている。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の市民活動を側面から支援できる可能性を持っている。 活動に機動力がある。 協働への参画により、地域住民との融和が図られ、地域活力を高めることができる。 地域活動への参画は自らの企業イメージを向上させるばかりでなく、事業所のCSRを広く社会に普及することにつながる。
大学等の教育・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 協働の対象について学術的、専門的視点からアドバイスができる。 協働の進行管理を学術的に助言することができる。(モニタリング含む) 専門知識をもった人材を有している。 学生等の参画により、市民活動に幅を持たせることができる。 活動対象(場)を研究対象に設定し、市民活動に反映することが可能である。 研究対象にすることで、広く社会に発信することができる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全及び緑化の推進を法や制度を活用して、協働の場を確保することができる。 ワークショップ等市民参画機会を主体的に企画し、提供することができる。 市民活動を助言、支援、調整することができる。 講座の開催など、人材の育成を進めることができる。

※ NPO、事業者、大学等の教育・研究機関は、広義では市民に含まれますが、多様な地域における様々な緑の個別課題を解決していくためには、主体を細分化して捉え、各々の特性を活かし活動の展開をはかることが必要であることから、独立して扱うこととします。

○緑の協働の内容と取り組みの事例

緑の協働の内容と取り組みの事例は次のとおりです。

表 3-2 緑の協働の内容と取り組みの事例

内容	具体的な取り組みの事例
緑の保全及び緑化の推進に関する各種計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備計画 ・公園管理運営計画 ・保全緑地管理計画 ・地域緑化計画 ・河川等水辺環境の計画 ・その他緑関連の計画
緑の現況調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査等への参画
保全緑地等の緑の保全・再生・育成活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保全緑地や公園緑地における里山ボランティア活動 ・事業者のCSRによる緑地等の保全活動への参画 ・NPOによる活動
保全・再生・育成された緑地等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関する環境学習の開催 ・大学生等による研究活動 ・小中学校等における里山管理体験学習
緑のトラスト運動と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による緑のトラスト運動への助言と支援
地域イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される緑のイベントの開催支援
緑の愛護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地愛護会、街路樹等愛護会、河川環境保全活動等
身近な公園の管理運営活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地管理運営協議会
地域ぐるみの緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加する緑化運動 ・事業所のCSRによる地域の景観や環境の向上 ・地域緑化推進地区等の計画づくりと実践 ・事業所緑化の推進 ・みどりの事業所推進協議会への加盟 ・公共公益施設の緑化の推進 ・保存樹林、生垣等の継承
事業者やNPO、大学等研究機関等のノウハウの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所による地域環境や地域活動への貢献に対する支援 ・NPO、大学等研究機関による市民活動支援と研究成果の発信

●効果的な協働に向けて

○緑のステークホルダーの認識

本計画の将来像を実現するためには、地域の特性に応じて実施される緑の保全・創出・育成の取り組みに様々な緑のステークホルダーが参画し、お互いを認識した上で、協働と連携を行っていくことが大切となります。

こうしたことから、5つの基本方針に関係する主な施策の推進にあたって想定される緑のステークホルダーの事例^{※1}を示します。それらを参考としながら協働が持続的・発展的に進められることを期待します。

○6つの視点による協働の推進

本計画においては、協働の効果を発揮し、その成果を得ていくために次の6つの視点を踏まえて協働を進めていきます。

表 3-3 協働の推進における6つの視点と内容^{※2}

6つの視点	内容
1. 協働の目的を共有する	協働の対象を明確化し、それが保有する課題解決のためにはどうしていくのかを話し合い、協働による取り組みに対する共通の認識を持つなどして、活動の目的を共有する。
2. 対等な関係にある緑のステークホルダーの参画	協働で実施する活動の内容を検討し、共通認識を形成する段階から、対等に意見を交換できることが重要であり、緑のステークホルダー双方が納得いくまで話し合いのできる対等な関係を構築する。
3. 緑のステークホルダー間の相互理解	協働の主体同士の立場や能力を理解し、尊重し、双方の特性が活かされるよう配慮する。
4. 緑のステークホルダーの役割分担と責任範囲の相互確認	協働を行うにあたり、それぞれの緑のステークホルダーの特性が発揮できるように何を受け持ち、どのように行動するのか、責任範囲の相互確認を明確にする。
5. 協働による活動の透明性の確保と情報の共有化	協働にかかわる緑のステークホルダー間の関係、活動資金、活動の進捗状況等の透明性を確保するとともに、活動に関する情報の共有化を図る。
6. 協働による活動成果の振り返り	協働の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを確認し、あわせて、改善点や課題を整理する。

※1 想定される、緑のステークホルダーについては、参考資料「主な施策の緑のステークホルダーの事例」(P181～183)参照。

※2 表3-3「協働の推進における6つの視点と内容」については、「川崎市協働型事業のルール」2008年(平成20)年2月を参考とした。

○緑の協働の仕組みの充実

地域における緑の課題を解決するためには、緑のステークホルダー間の相互認識と、その協働、連携による市民協働を進めていくことが大切です。しかし、地域によっては様々な特性を持った緑が存在し、協働のスタイルも多様であるため、地域や活動の特性に合わせた「緑の協働の仕組み」を築きあげていく必要があります。

緑の協働は、一般的に「準備、計画段階」、「実施段階」、「振り返り（評価・検証・改善）段階」の工程に沿って進めますが、こうした各段階において表3-3に示した「6つの視点」を踏まえることによって、効果的な協働による取り組みが実現されると考えます。

さらに、自らの活動を地域に発信し、活動の輪を広げることにより、多くの市民から理解が得られ、さらに協働の充実が図られると考えます。

こうした緑の協働が地域間で円滑に実施されるために協働のコーディネーター役となる人材や、(財)川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実が必要となります。

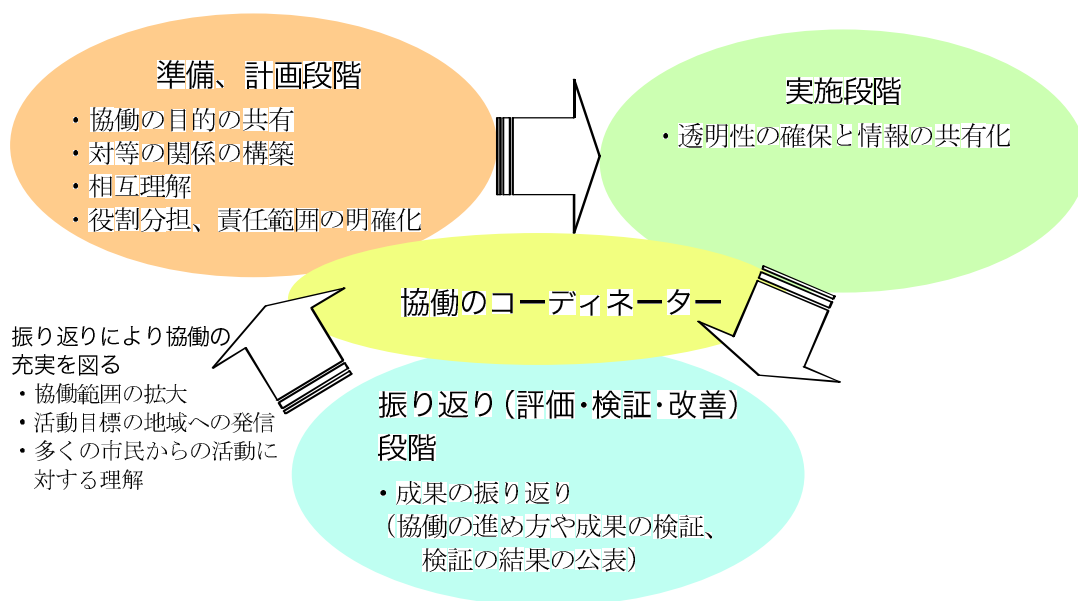


図 3-5 緑の協働の仕組みの考え方

緑を活かすマンパワーはつらつプロジェクト

[施策の方向性]

地域に育まれた多様な緑を支え、かわさき緑の市民文化の「源」となる市民の底力（マンパワー）を協働と連携により引き出し、活気に満ちた持続性のある緑の地域づくりを目指します。

● 様々な主体との協働による緑のまちづくりの促進

多様な地域における緑の課題に対応するため、様々な緑のステークホルダー間の相互認識と、その協働と連携を図り、効果的で持続性のある緑の地域活動を促進します。

【基本施策】	○緑のステークホルダーの参加の促進	(→P 107)
	○緑のボランティア活動の推進	(→P 107)

● 緑の協働への支援の充実

緑の協働とその活動を充実させるためには、地域の人材の発掘や、持続的な活動、効果的な活動にむけた担い手となる緑のボランティアや、地域リーダーの育成が大切です。

こうしたことから、緑に関する知識の普及や活動の質を高めることを目的とした各種地域リーダー養成講座の開催や緑に関する知識の認定などにより地域活動への参画の機会を高める取り組みを推進します。

【基本施策】	○緑のボランティアの育成の推進	(→P 108)
--------	-----------------	----------

● 協働により緑を「守り・育む」仕組みの充実

地域の緑を守り・育み、そのための課題を地域主体で解決する仕組みを充実するために協働のコーディネートの役割を担う(財)川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実を図ります。

また、緑に関する市民活動を充実させるために大規模公園、川崎市緑化センター、ニヶ領せせらぎ館等、地域における市民の活動拠点の確保とその機能の充実を図ります。

【基本施策】	○緑のボランティアセンター機能の充実	(→P 109)
	○緑の交流の場づくり	(→P 138)



川崎駅前における花壇活動



市民による保全緑地管理活動

コラム



市民の皆さんによる、緑のボランティア活動を紹介するね

【公園管理運営協議会】

2006(平成18)年度から本格実施となった、公園の地元管理の新しい取り組みです。

地元で組織する公園管理運営協議会と市長が協定書を交わし、公園内の除草、清掃、くすかごのごみ処理等に加えて樹木の下枝落とし、低木の刈り込み、軽易な遊具の補修等の作業を行っています。また、町内会等の団体が行う盆踊りやゲートボール等の利用については、その都度、公園事務所へ手続きすることなく協議会で利用調整を行っていただくことになっています。

こうした取り組みは、最終的な管理責任は市にあるとはいえ、身近な公園を「地域の庭」として愛着心を育み、世代を超えた市民の参加により、緑豊かなまちづくりの推進に寄与するものと考えています。

この管理運営協議会は2007(平成19)年12月現在、全市265公園において設置されており、熱心な活動が行われています。



【緑の活動団体】

（川崎駅前花壇活動）

21世紀の到来を記念した「咲きますかわさき」事業として、JR川崎駅前にて四季を感じる美しい快適空間となるよう、花壇を設置しています。この花壇の管理は緑の活動団体である“フローラかわさき”が飾花活動を継続しています。

また、民間企業のボランティアの方々、川崎市公園緑地協会主催のかわさきガーテナー認定試験の受験者の有志の方々も活動日に参加していただいています。



コラム



花と緑にあふれたまちづくりを推進します

【わがまち花と緑のコンクール】

まち中にほっと一息つける緑の景観の発掘と花と緑の活動をしている人々の交流を目的に開催しています。

このコンクールの企画・運営は「かわさきガーテナー」や「花と緑のまちづくり講座」の修了生などの市民の方々に担っていただいています。

平成19年度大賞作品



個人部門



団体部門



施設部門

【めざせ!かわさきガーテナー!】

花や緑に関する知識を深めていただくとともに、花づくり、緑づくりの知識と技術を有する人材の発掘及び活用を図るため、2001(平成13)年度から実施しています。

試験の成績により、特級、1～3級を認定し、その中ではじめて特級に認定された方には「かわさきガーテナー」の、また、特級に通算5回認定された方には「かわさきマスターガーテナー」の称号をお贈りしています。

2006(平成18)年度までに「かわさきガーテナー」は144名、「かわさきマスターガーテナー」は13名誕生しています。



認定試験



認定式

☆かわさきガーテナー会誕生!

2007年(平成19)年9月7日、かわさきガーテナーの方々の交流や知識の向上、川崎市公園緑地協会や市の施策へ参画の促進を目的に、「かわさきガーテナー会」が誕生しました。2007年(平成19)年度の会員数は77名です。

地元管理運営マニュアル



平成19年7月
川崎市

目 次

1	地元管理の目的	1
2	地元管理の流れ	1
3	役割分担	2
4	管理運営協議会の活動内容	3
5	市の業務内容	5
6	報奨金交付基準	6
7	ごみ・剪定枝の処理	7
8	安全対策	8
9	市民活動（ボランティア活動）保険	9
10	関係書類の提出	10
11	連絡先	12

1 地元管理の目的

街区公園や緑道・緑地などの身近な公園緑地の日常的な維持管理は、町内会や自治会等を中心とした公園緑地愛護会の活動によって支えられてきました。

しかし、公園緑地愛護会が発足して約30年が経過し、少子高齢化や自治会離れ等の影響を受けて、活動内容や作業水準に差が生じてきております。

また、社会の成熟化に伴い、規制緩和の推進や市民自治の確立が求められていることから、愛護活動の活性化を図るとともに、市民との協働による取組みを進めるため、身近な公園緑地の地元管理に取り組んでまいります。

2 地元管理の流れ

第1ステップ 管理運営協議会の設置

公園緑地は、いつでも誰もが自由に利活用できる施設であり、その利用にあたっては、公平性を確保することが重要となります。そこで、多様な市民の公平・公正な公園利用を確保するため、公園緑地愛護会や園芸クラブなどのボランティア団体、高齢者や障害者などのサークル、PTA、NPO法人などの公園利用者に、町内会や自治会が加わり、管理運営協議会を設置していただきます。

第2ステップ 役員等の選出

地元管理に係わる管理運営協議会を円滑に運営するため、役員等(会長、副会長、会計、委員)を選出していただきます。

また、管理運営協議会の適正な運営を図るため、会則の作成をお願いいたします。

第3ステップ 関係書類の提出

管理運営協議会の設置に伴い、結成届、役員等名簿、会則を市に提出していただきます。

第4ステップ 地元管理に関する協定の締結

管理運営協議会と市との間で地元管理に関する協定を締結します。

第5ステップ 街区公園等の地元管理

地元管理に関する協定書に基づいて、地元管理を行っていただきます。

第6ステップ 報奨金の交付

活動状況報告書等の提出を受けて、毎年4月と10月に市から報奨金が交付されます。

3 役割分担

身近な公園緑地の管理運営を行うため、管理運営協議会と市は次のとおり役割分担を行い、協働の取組みを進めます。

	維持管理	運営
管理運営協議会が主体的に行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内の除草・清掃 ・ くずかごのごみ処理 ・ 樹木の下枝落とし ・ 低木の刈り込み ・ 剪定枝の処理 ・ 花壇の維持管理 ・ 公園施設の軽易な補修 ・ 砂場内のごみの除去 ・ 破損遊具等の連絡 ・ 不法投棄物の連絡 ・ 事故時の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等が主催する行事の利用調整 ・ 公園利用者からの利用申し入れに関する調整 ・ 総会、役員会の開催 ・ 報告書類の提出
市が主体的に行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の補修・改修 ・ 工作物の設置 ・ 高木、中木の剪定 ・ 流れ、噴水等の管理 ・ 給排水管の補修 ・ 不法投棄物の処理 ・ 台風災害の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の財産管理 ・ 公園内行為の許可 ・ 工作物の設置許可 ・ 公的機関の使用許可 ・ 維持管理に関する技術的な指導・助言 ・ 管理運営協議会の運営に関する指導、助言
管理運営協議会と市が協議して行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面の草刈り ・ ササ刈り、芝刈り ・ 胴吹き、ひこばえの剪定 ・ 伐開、間伐、枯損木の処理 ・ 排水溝の清掃 ・ 病害虫の防除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為看板等の設置 ・ 公園の改修に関すること ・ 遊具の設置等に関すること ・ 公園の利活用に関すること ・ 公園の適正利用に関すること

4 管理運営協議会の活動内容

(1) 維持管理に関すること

公園内の清掃

公園内全体を対象として行ってください。特にごみが集まりやすい四隅や植樹帯につきましては、ほうき等を使って掃除をお願いいたします。

植樹帯、法面等の除草

鎌又は手抜き等により、植樹内の除草をお願いいたします。

くずかごのごみ処理

くずかご内のごみを分別回収して、最寄りのごみ集積所に出してください。また、くずかご周辺等の散乱ごみもお願いいたします。

高木・中木の下枝落とし

地表面から2m～2.5m以下にある枝や胴ぶき枝、ひこばえ、見通しに支障をきたしている枝の剪定をお願いいたします。なお、剪定にあたりまして、市職員の指導等が必要な場合には、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

低木の刈り込み

公園内の安全を確保するために地上面から0.6m～1mの高さに刈り込みをお願いいたします。なお、刈り込みにあたりまして、市職員の指導等が必要な場合には、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

花壇の維持管理

新たに花壇づくりを行う場合には、柵や黒土等の提供を行いますので、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

公園施設の軽易な補修

ベンチや遊具等が破損している場合で、軽易な補修作業(ペンキ塗り等)で対応できる場合につきましては、その対応をお願いいたします。

砂場内のごみの除去

砂場内にごみなどがありましたら、ふるいなどを使って除去をお願いいたします。

破損遊具等の連絡

ブランコ、滑り台等の遊具や公園内の施設が破損してしまいましたら、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

不法投棄物の連絡

公園内に自転車やバイク、家電製品等の粗大ごみの不法投棄がある場合には、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

事故時の連絡

管理運営協議会の活動中に事故が起きた場合、または公園利用者の事故を見かけた場合には、直ちに緊急時の対応を図るとともに、すみやかに公園事務所までご連絡をお願いいたします。

(2) 運営に関すること

町内会等が主催する行事の利用調整

町内会や自治会等が主催する次の行事（個人利用は除く。）につきましては、利用調整をお願いいたします。

納涼会、運動会、盆踊り、すいか割り大会、遠足、フリーマーケット、バザー、ゲートボール大会、ソフトボール大会、グランドゴルフ大会、少年サッカー大会、レクリエーション大会、ラジオ体操、花見、親子のつどい、花火大会、餅つき、地域交流会、演芸会、秋祭り、消防訓練、防災訓練等

公園利用者からの申し入れ

公園利用者から公園の利用申し入れがあった場合には、重ならないよう利用調整を行うとともに、適正な利用について指導をお願いいたします。

なお、業としての公園内行為の許可につきましては市が行いますので、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

また、行事等で判断がつかないものにつきましては、公園事務所までご相談ください。

総会、役員会の開催

管理運営協議会の適正な運営を図るため、総会や役員会等を開催して、合意形成をお願いいたします。

5 市の業務内容

(1) 維持管理に関すること

公園施設の改修等

改修計画等を作成して、遊具、フェンス等の破損箇所の補修や工作物の設置を行います。また、枝葉が込みすぎて樹形が乱れていたり、美観を損ねている場合には、樹木の剪定を行います。

なお、管理運営協議会が樹木の下枝落とし等を行う場合には、必要に応じて剪定講習会を開催します。

管理運営協議会への指導及び助言

管理運営協議会が行う管理運営につきましては、公園事務所が窓口となり、技術的な指導及び助言等を行います。

(2) 運営に関すること

公園内行為等の許可

屋台の出店、映画の撮影などの業として行う公園内使用の許可や工作物等の設置許可、あるいは有料施設の使用許可など、以下のような公園利用につきましては、市が許可を行います。

なお、管理運営協議会に問い合わせがあった場合には、公園事務所までご連絡をお願いいたします。

ア 行商、募金その他これらに類する行為

赤十字の募金活動、年末助け合い運動、災害時における義援金を目的とした募金活動、行商、正月用しめ縄飾りの販売、福祉施設が行う生製品の販売等

イ 業として行う写真撮影

パンフレット、カタログ、雑誌の作成、掲載等

ウ 業として行う映画撮影

テレビ、映画のロケーション、プロモーションビデオ、コマーシャルの制作等

エ 興行

コンサート、サーカス、相撲の巡業、プロレス、有料の映画会、イベント開催時の駐輪・駐車等

オ 集会、その他に類する行為

町内会以外が行う盆踊り・お祭り・フリーマーケット等、団体開催による集会、かち歩き大会等

カ 展示会

植木展示会、保育まつり、大陶器市、天神の市、犬の里親探し、犬のしつけ教室、各種品評会、バザー等

キ 公的機関が行う行事（公営企業は除く。）

消防訓練、防災訓練、各種予防接種、市民相談、移動動物園、交通安全、各種イベント、移動図書館、小学校校外学習、地域交流、区民スポーツ大会、区民事業、花と緑のイベント等

6 報奨金交付基準

管理運営協議会の報奨金（年額）

公 園 面 積	報 奨 金 額
0 m ² ~ 200 m ²	24,000円
201 m ² ~ 500 m ²	42,000円
501 m ² ~ 1,000 m ²	54,000円
1,001 m ² ~ 1,500 m ²	60,000円
1,501 m ² ~ 3,000 m ²	78,000円
3,001 m ² 以上	90,000円

（参 考）

公園緑地愛護会の報奨金（年額）

公 園 面 積	報 奨 金 額
0 m ² ~ 500 m ²	12,000円
501 m ² ~ 1,500 m ²	18,000円
1,501 m ² ~ 3,000 m ²	24,000円
3,001 m ² 以上	30,000円

7 ごみ・剪定枝の処理

清掃活動や剪定等によって、公園内から出ましたごみや剪定枝等の処理につきましては、少量の場合には、近隣住民の了解を得たうえで、近くのごみ集積所へ出してください。

また、ごみ等が大量にでた場合には、「事業系一般廃棄物収集申込書」により、最寄りの生活環境事業所へFAX等でご連絡をお願いいたします。

ごみは、缶、ビン等種別ごとに分別し、剪定枝は長さ50cm未満に切り、収束してお出しくさいますようお願いいたします。

南部生活環境事業所（川崎区の一部）

TEL 266 - 5747 FAX 287 - 1840

川崎生活環境事業所（川崎区の一部及び幸区）

TEL 541 - 2043 FAX 548 - 8442

中原生活環境事業所（中原区）

TEL 411 - 9220 FAX 434 - 7336

宮前生活環境事業所（高津区・宮前区）

TEL 866 - 9131 FAX 857 - 7045

多摩生活環境事業所（多摩区・麻生区）

TEL 933 - 4111 FAX 934 - 8550

8 安全対策

管理運営協議会の活動を行うときには、活動にふさわしい服装で作業されるとともに、刈込ばさみやのこぎりなどの道具を使用する場合には、ケガにご注意をお願いいたします。

なお、万が一、活動中に事故が発生した場合には負傷者を救助し、その後、すみやかに公園事務所までご連絡をお願いいたします。

また、公園内での安全対策や防犯対策に関する情報等がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

公園事務所への連絡事項

- ・ 公園名（管理運営協議会名）
- ・ 日時及び場所
- ・ 事故の原因、状況、けがの程度、物損の状況等
- ・ 連絡者の住所、氏名、電話番号

9 市民活動（ボランティア活動）保険

管理運営協議会の活動中に起きた事故につきましては、市が加入しております「ボランティア活動保険」が適用されます。

（１）対象となる事故

傷害事故

ボランティア活動者自身が、活動中に負傷（死亡）した事故

（例）樹木の剪定作業中に誤って指を切断した。

賠償責任事故

ボランティア活動者の過失により、第三者に損害を与え、賠償責任を負う事故

（例）刈払機を使っている最中に、小石が飛んで人を傷つけた。

車両搭乗中の傷害事故

車両を利用した送迎ボランティア活動中に発生した搭乗者の負傷（死亡）事故

（例）管理運営協議会の活動に参加するため、車で送迎中に事故に会い、搭乗者が負傷した。

（２）保険の加入手続き

管理運営協議会は、一切加入手続きの必要はありません。

（３）問い合わせ先

保険内容等につきましては、「かわさき市民活動センター」にお問い合わせください。

かわさき市民活動センター

（幸区河原町 1 - 1 旧河原町小学校）

・受付時間 9：00～21：00

・年中無休（年末年始、施設点検日を除く）

TEL 542-1701 FAX 544-6188

1 0 関係書類の提出

(1) 管理運営協議会結成時に提出する書類

管理運営協議会結成届 (第 1 号様式)

- ・結成届の提出は、結成時の 1 回だけとなります。(廃止届が提出されるまで有効となります。)

役員等名簿 (第 1 号様式の 2)

活動計画書 (第 4 号様式)

- ・活動計画書は前期 (4 月 ~ 9 月) と後期 (1 0 月 ~ 3 月) に分かれておりますので、半期ごとに提出をお願いいたします。

管理運営協議会口座振替依頼書 (第 7 号様式)

- ・通帳の写しを添付して提出をお願いいたします。

公園緑地愛護会廃止届

- ・公園緑地愛護会は、管理運営協議会に統合されますので、既に公園緑地愛護会が結成されている場合には、廃止届の提出をお願いいたします。

管理運営協議会会則

- ・会則を作成されましたら、市に 1 部提出をお願いいたします。

(2) 協定に関する書類

街区公園等の管理運営に関する協定書 (第 2 号様式)

- ・管理運営協議会会長と市長との間で、地元管理に関する協定を締結いたします。
- ・協定書の有効期限はありませんので、廃止届が提出された時点で、協定は解除されます。

(3) 役員等の変更時

役員等変更名簿 (第 3 号様式)

- ・役員等に変更があった場合には、速やかに提出をお願いいたします。

(4) 口座振込先の変更時

口座振替依頼書 (第 7 号様式)

- ・ 報奨金の振込先に変更があった場合には、通帳の写しを添付して提出をお願いいたします。

(5) 管理運営協議会の廃止

管理運営協議会廃止届 (第 8 号様式)

- ・ 止むを得ない理由等により、活動を休止する場合に提出します。

(6) 報告書の提出時期について

前期分 (4 月 ~ 9 月) は 9 月末日まで、後期分 (1 0 月 ~ 3 月) は 3 月末日まで に下記の書類の提出をお願いいたします。

なお、報告書の提出が遅れますと、報奨金の支払い手続きができませんので、提出期限の厳守をお願いいたします。

活動状況報告書 (第 5 号様式)

- ・ 除草・清掃や樹木の下枝落としなどの維持管理活動について、ご記入ください。
- ・ 樹木の下枝落としや低木の刈り込み等の作業をされた場合には、作業前と作業後の写真の添付をお願いいたします。

利用調整報告書 (第 6 号様式)

- ・ 町内会等の行事や公園利用者からの利用調整について、ご記入ください。
- ・ 期間中に利用調整を行わなかった場合には書類の提出は不要です。

活動計画書 (第 4 号様式)

- ・ 次半期分の除草・清掃等の維持管理活動の予定について、ご記入ください。

1 1 連絡先

身近な公園緑地の地元管理は、管理運営協議会と市との協働作業によって取り組んでいくものです。公園緑地の管理運営について疑問点や質問等がございましたら、お気軽に公園事務所までお問い合わせください。

南部公園事務所（川崎区）

TEL 233 - 8929 FAX 211 - 1274

中部公園事務所（幸区・中原区）

TEL 722 - 2191 FAX 711 - 1917

西部公園事務所（高津区・宮前区）

TEL 777 - 2551 FAX 777 - 3986

北部公園事務所（多摩区・麻生区）

TEL 933 - 2511 FAX 933 - 2396

このマニュアルは、街区公園等の身近な公園緑地の地元管理について、基本的な事項を定めているものですが、管理運営協議会からのご意見・ご要望、さらには今後の社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて随時見直しを図ってまいります。

なお、維持管理や花壇づくりの技術的なマニュアルとして、「公園緑地の維持管理」がございましたので、あわせてご活用ください。

地元管理運営マニュアル

平成19年7月

発行 川崎市
編集 環境局

〒210-8577
川崎市環境局公園管理課
200-2365

宮前区の公園緑地一覧

平成19年3月31日現在(愛護会・協議会のみ平成20年6月1日現在)

公園種別		都市公園			市営公園		合計		
		カ所	告示面積 ha ²	管理面積 ha ²	カ所	管理面積 ha ²	カ所	管理面積 ha ²	
基幹公園	基幹公園区	街区公園	161	21.76 217,551	21.97 219,724	9	0.49 4,883	170	22.46 224,607
		近隣公園	6	9.70 97,037	9.70 97,037			6	9.70 97,037
		地区公園							
	幹都市園基	総合公園		28.59 285,894	34.52 345,220				34.52 345,220
		運動公園							
特殊公園	風致公園	1	10.81 108,111	12.04 120,449			1	12.04 120,449	
	動植物公園								
	広場公園								
	墓園								
都市林					5	2.46 24,588	5	2.46 24,588	
緑道									
都市緑地		6	7.27 72,749	9.27 92,665	2	0.09 870	8	9.35 93,535	
合計		174	78.13 781,342	87.51 875,095	16	3.03 30,341	190	90.54 905,436	

愛護会	78
協議会	51
合計	129

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
1	総合	生田緑地	初山1丁目地内 (向)	345,220	
1	風致	東高根森林公園	神木本町2丁目10-1 (向)	120,449	
1	近隣	有馬ふるさと公園	有馬8丁目26-1	11,853	
2	近隣	鷺沼公園	鷺沼2丁目10-1	15,337	
3	近隣	西長沢公園	潮見台4-2 (向)	22,894	
4	近隣	宮崎第1公園(旧 宮崎第3公園)	宮崎1丁目7	14,739	
5	近隣	宮崎第4公園	宮崎6丁目2-3	20,593	
6	近隣	宮前美しの森公園	犬蔵2丁目35-3 (向)	11,621	
		小 計		97,037	
1	街区	有馬1丁目公園	有馬1丁目2-3	450	
2	街区	有馬1丁目こども公園	有馬1丁目12	269	
3	街区	有馬2丁目公園	有馬2丁目7	1,018	
4	街区	有馬6丁目公園	有馬6丁目4-23	346	
5	街区	有馬かえで公園	有馬8丁目6-5	1,000	
6	街区	有馬かしの木公園	有馬3丁目6-1	4,172	
7	街区	有馬北公園	有馬4丁目5-3	276	
8	街区	有馬北耕地公園	有馬1丁目21-3	257	
9	街区	有馬けやき公園	有馬1丁目12	480	
10	街区	有馬公園	東有馬3丁目8-14	200	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
11	街区	有馬こども公園	有馬6丁目9-1	4,295	
12	街区	有馬さくら公園	有馬9丁目6-1	6,008	
13	街区	有馬しいの木公園	有馬9丁目2-44	439	
14	街区	有馬台公園	東有馬5丁目37-25	305	
15	街区	有馬中央公園	有馬4丁目15-1	8,375	
16	街区	有馬つつじ公園	有馬3丁目11-1	3,612	
17	街区	有馬なかよし公園	東有馬2丁目38	567	
18	街区	有馬梅林公園	有馬6丁目1-1	2,823	
19	街区	有馬東公園(旧 有馬東第3公園)	東有馬3丁目13-32	692	
20	街区	有馬東耕地公園	東有馬2丁目30-1	570	
21	街区	有馬東第2公園	東有馬2丁目20-27	170	
22	街区	有馬不動公園	東有馬3丁目1-1	693	
23	街区	有馬もみの木公園	有馬6丁目22-3	332	
24	街区	有馬やまぼうし公園	有馬8丁目19	411	
25	街区	有馬やまもも公園	有馬6丁目23-6	200	
26	街区	有馬らいらっく公園	有馬7丁目2-2	700	
27	街区	犬蔵くすのき公園	犬蔵2丁目40 (向)	1,799	
28	街区	犬蔵さくらの丘公園	犬蔵2丁目13-4 (向)	4,500	
29	街区	犬蔵2丁目丘の上公園	犬蔵2丁目5 (向)	277	
30	街区	犬蔵2丁目公園	犬蔵2丁目23 (向)	585	
31	街区	犬蔵2丁目こども公園	犬蔵2丁目8 (向)	273	
32	街区	梶ヶ谷金山公園	梶ヶ谷1447-1	782	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
33	街区	五所塚第1公園	五所塚1丁目1-6 (向)	1,603	
34	街区	五所塚第2公園	五所塚2丁目23-1 (向)	511	
35	街区	小台1丁目こども公園	小台1丁目14-3	418	
36	街区	小台北公園	小台1丁目5-7	278	
37	街区	小台公園	小台2丁目24	6,562	
38	街区	小台西公園	小台1丁目13	2,968	
39	街区	小台東公園	小台2丁目3	1,379	
40	街区	鷺沼北公園(旧 土橋第4公園)	鷺沼4丁目11-15	4,797	
41	街区	鷺沼第1公園	鷺沼1丁目20	2,900	
42	街区	鷺沼第2公園	鷺沼1丁目23-24	567	
43	街区	鷺沼第3公園	鷺沼3丁目11-60	1,404	
44	街区	鷺沼つつじ公園	鷺沼3丁目12-34	259	
45	街区	鷺沼ときわ木公園	鷺沼2丁目8-20	200	
46	街区	神木公園	神木1丁目4	4,870	
47	街区	潮見台なかよし公園	潮見台2263-17 (向)	516	
48	街区	潮見台わくわく公園	潮見台2463-5 (向)	360	
49	街区	神木三本松公園	神木本町5丁目20 (向)	200	
50	街区	神木高根公園	神木本町2丁目15 (向)	1,008	
51	街区	神木本町4丁目公園	神木本町4丁目15 (向)	680	
52	街区	白幡台第1公園	南平台13-7 (向)	2,326	
53	街区	菅生1丁目公園	菅生1丁目16 (向)	332	
54	街区	菅生2丁目公園	菅生2丁目5 (向)	704	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
55	街区	菅生公園	菅生6丁目3 - 8 (向)	194	
56	街区	菅生こども公園	菅生3丁目28 (向)	220	
57	街区	菅生清水公園	犬蔵3丁目1 - 8 (向)	1,219	
58	街区	菅生第2公園	菅生6丁目19 - 1 (向)	181	
59	街区	菅生第3公園	菅生3丁目14 - 21 (向)	572	
60	街区	菅生第4公園	菅生3丁目33 - 9 (向)	2,058	
61	街区	菅生ふれあい公園	菅生2丁目1634 - 90 (向)	499	
62	街区	菅生みどり公園	菅生6丁目31 - 3 (向)	5,769	
63	街区	蔵敷第2公園	菅生4丁目5 - 6 (向)	1,051	
64	街区	蔵敷第3公園	菅生5丁目22 - 1 (向)	922	
65	街区	平3丁目公園	平3丁目19 (向)	235	
66	街区	平4丁目公園	平4丁目17 (向)	3,026	
67	街区	平風久保公園	平1丁目11 - 30 (向)	407	
68	街区	平公園	平2丁目14 - 1 (向)	3,587	
69	街区	平寺山公園	平1丁目6 (向)	598	
70	街区	たいらなか公園	平2丁目12 - 10 (向)	309	
71	街区	たいらの池公園	南平台645 - 11 (向)	298	
72	街区	平八幡公園	南平台21 - 2 (向)	619	
73	街区	高山さくら公園	平2丁目23 - 25 (向)	1,061	
74	街区	土橋1丁目公園(旧 土橋第1公園)	土橋1丁目20	5,333	
75	街区	土橋1丁目こども公園	土橋1丁目7 - 4	234	
76	街区	土橋2丁目公園(旧 土橋第2公園)	土橋2丁目13 - 1	4,345	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
77	街区	土橋3丁目公園	土橋3丁目13	201	
78	街区	土橋4丁目公園(旧 土橋第5公園)	土橋4丁目9 - 1	1,964	
79	街区	土橋7丁目公園(旧 土橋第7公園)	土橋7丁目27 - 2	5,000	
80	街区	土橋太田公園	土橋1丁目17 - 2	693	
81	街区	土橋こども公園	土橋4丁目3 - 30	649	
82	街区	土橋てんで山公園	土橋5丁目4 - 21	680	
83	街区	土橋原台公園(旧 土橋第3公園)	土橋2丁目3 - 1	3,049	
84	街区	土橋ふれあいポケットパーク	土橋6丁目5 - 5	135	
85	街区	土橋南公園(旧 鷺沼第2公園)	土橋3丁目11 - 1	2,641	
86	街区	土橋宮上公園	土橋6丁目14 - 25	288	
87	街区	東名神木公園	神木本町2丁目1 - 10 (向)	3,195	
88	街区	東名土橋公園(旧 土橋第6公園)	土橋6丁目11 - 1	1,686	
89	街区	長尾公園	五所塚1丁目10 - 16 (向)	3,558	
90	街区	長尾第3公園	神木本町1丁目15 - 21 (向)	1,162	
91	街区	長尾元泉公園	神木本町2丁目7 - 5 (向)	745	
92	街区	南平台公園	南平台17 - 12 (向)	1,150	
93	街区	南平台こども公園	南平台10 (向)	433	
94	街区	南平台なかよし公園	南平台15 - 21 (向)	1,276	
95	街区	野川北公園	野川71 - 3	624	
96	街区	野川北耕地公園	野川246 - 6	525	
97	街区	野川くすのき公園	野川2638 - 11	336	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
98	街区	野川けやき公園	野川4090 - 6	1,000	
99	街区	野川公園	野川819	1,560	
100	街区	野川こども公園	野川3255 - 27	444	
101	街区	野川こぶし坂公園	野川3477 - 45	756	
102	街区	野川さんかく公園	野川2353 - 3	299	
103	街区	野川第1公園	野川3025 - 2	819	
104	街区	野川第2公園	野川3136 - 2	1,349	
105	街区	野川第3公園	野川3029 - 1	2,520	
106	街区	野川第4公園	野川3134 - 3	3,790	
107	街区	野川第7公園	野川2845	151	
108	街区	野川中耕地公園	野川1171 - 1	1,657	
109	街区	野川西公園	野川3976 - 6	90	
110	街区	野川西耕地公園	野川3184 - 41	556	
111	街区	野川花ぞの公園	野川1497 - 5	597	
112	街区	野川東耕地公園	野川789 - 7	281	
113	街区	野川ふれあい公園	野川3139 - 2	296	
114	街区	野川南耕地公園	野川2328 - 3	367	
115	街区	野川南耕地なかよし公園	野川2301 - 8	535	
116	街区	野川南耕地ふれあい公園	野川2334 - 3	495	
117	街区	野川南台公園	野川2238 - 9	1,107	
118	街区	野川南台第1公園	野川2252 - 7	982	
119	街区	初山1丁目公園	初山1丁目37 (向)	316	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
120	街区	初山公園	初山2丁目13 (向)	949	
121	街区	初山第2公園	初山2丁目16 (向)	735	
122	街区	原台まちかど公園	土橋2丁目2-19	273	
123	街区	東有馬1丁目公園	東有馬1丁目2	241	
124	街区	東有馬植木の里公園	東有馬5丁目31-8	2,453	
125	街区	東有馬3丁目公園	東有馬3丁目5	661	
126	街区	東有馬きりの木公園	東有馬4丁目19	423	
127	街区	東有馬花の香公園	東有馬2丁目9	294	
128	街区	馬絹公園	馬絹1284-127	112	
129	街区	馬絹古墳公園	馬絹994-12	1,194	
130	街区	馬絹第2公園	馬絹637-3	940	
131	街区	馬絹寺台公園	馬絹1767-8	692	
132	街区	馬絹陸橋下公園	馬絹958-3	3,444	
133	街区	南菅生けやき公園	犬蔵3丁目6-3 (向)	3,724	
134	街区	南菅生公園	菅生6丁目7 (向)	261	
135	街区	南菅生こども公園	犬蔵3丁目13-17 (向)	707	
136	街区	みなみだいら公園	南平台5-7 (向)	2,767	
137	街区	南野川公園	野川2633-39	528	
138	街区	宮崎6丁目公園	宮崎6丁目3-25	200	
139	街区	宮崎大塚公園(旧 梶ヶ谷西第1公園)	宮崎73-16	176	
140	街区	宮崎おちば公園	宮崎2丁目12-26	1,034	
141	街区	宮崎カツラ公園	宮崎4丁目1-101	242	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
142	街区	宮崎こうしん坂公園	宮崎172 - 6	774	
143	街区	宮崎こども公園	宮崎85 - 3	200	
144	街区	宮崎第2公園	宮崎2丁目5	1,660	
145	街区	宮崎第3公園(旧 宮崎第1公園)	宮崎3丁目18 - 1	2,915	
146	街区	宮崎台公園	宮崎3丁目17 - 24	201	
147	街区	宮崎富士見ヶ岡公園	宮崎3丁目11 - 62	239	
148	街区	宮崎三ツ叉公園	宮崎1丁目13 - 78	400	
149	街区	宮ノ谷公園	南平台19 - 26 (向)	331	
150	街区	宮前平公園	宮前平2丁目18 - 2	4,523	
151	街区	宮前平こども公園	宮前平1丁目9 - 26	574	
152	街区	宮前平第1公園(旧 宮前平第2公園)	宮前平1丁目5	1,001	
153	街区	宮前平第2公園(旧 宮前平第3公園)	宮前平1丁目9 - 1	2,340	
154	街区	宮前平第3公園(旧 宮前平第1公園)	宮前平3丁目5 - 9	2,082	
155	街区	宮前平第4公園	宮前平2丁目10 - 8	1,252	
156	街区	向ヶ丘公園	けやき平1	3,447	
157	街区	鷲ヶ峰けやき公園	菅生ヶ丘33 - 1 (向)	3,706	
158	街区	鷲ヶ峰公園	菅生3丁目43 - 22 (向)	1,124	
159	街区	鷲ヶ峰こども公園	菅生ヶ丘24 (向)	346	
160	街区	鷲ヶ峰子供の里公園	菅生ヶ丘19 - 1 (向)	4,790	
161	街区	鷲ヶ峰ゆりの木公園	菅生ヶ丘32 - 9 (向)	1,357	
		小 計		219,724	

都市公園

宮・都市公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
1	都市緑地	神木本町緑地	神木本町1丁目23 (向)	910	
2	都市緑地	菅生緑地(宮前区市民健康の森)	水沢1丁目3 (向)	84,514	
3	都市緑地	平緑地	平1丁目5 - 45 (向)	596	
4	都市緑地	野川中耕地緑地	野川1285 - 9	585	
5	都市緑地	野川西蔵寺丸緑地	野川3028 - 26	521	
6	都市緑地	向ヶ丘緑地	けやき平1 - 25 (向)	5,539	
		小 計		92,665	

市営公園

宮・市営公園

番号	公園種別	公園名称	所在地(出張所)	管理面積	愛護会等
1	街区	白幡台第2公園	平4丁目6-12 (向)	445	
2	街区	菅生5丁目公園	菅生5-1289-23 (向)	253	
3	街区	蔵敷公園	菅生5丁目23-45 (向)	767	
4	街区	土橋5丁目ポケットパーク	土橋5-4-25	112	
5	街区	東名犬蔵公園	犬蔵2丁目16 (向)	1,598	
6	街区	南菅生第2公園	菅生6丁目12-9 (向)	136	
7	街区	宮崎こもれびの丘公園	宮崎4-1-337	335	
8	街区	宮崎桜の丘公園	宮崎4-1-156	569	
9	街区	宮崎四季の丘公園	宮前区宮崎4-1-215	668	
		小 計		4,883	
1	都市林	菅生ヶ丘特別緑地保全地区指定計画地	菅生ヶ丘2109-2他 (向)	2,000	
2	都市林	野川十三坊台特別緑地保全地区	野川2354-1	1,940	
3	都市林	野川特別緑地保全地区(野川ふれあいの森)	野川2350-1	4,311	
4	都市林	野川西緑地緑の保全区域	野川3229他	7,292	
5	都市林	南野川特別緑地保全地区(南野川ふれあいの森)	野川2815	9,045	
		小 計		24,588	
1	都市緑地	菅生4丁目わきみず広場緑地	菅生4丁目9 (向)	470	
2	都市緑地	宮崎つつじ緑地	宮崎4-1-275	400	
		小 計		870	

● 公園・緑地等位置図

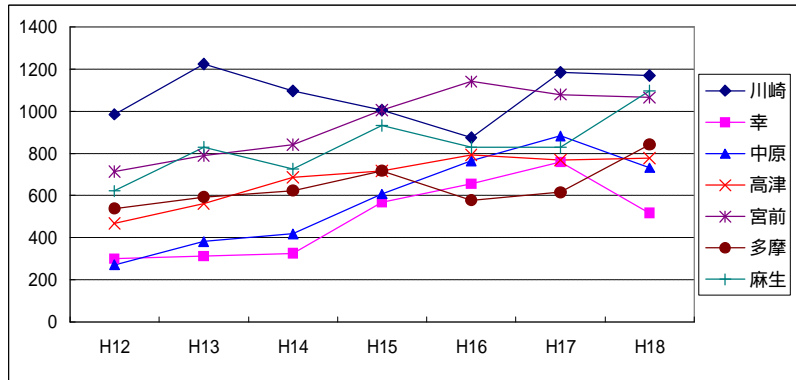


- ・・・体操実施場所(18ヶ所、その他公園以外で5ヶ所)
- ・・・自主保育・子育てサークル活動場所(7ヶ所、その他子ども文化センター等でも実施)
- ・・・公園緑地愛護会あり
- ・・・公園緑地管理運営協議会あり

[出典] 環境局資料(平成20年6月現在)

公園緑地等に関する統計資料

〔公園緑地・街路樹等に関する苦情の推移〕



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
川崎	985	1,224	1,097	1,006	875	1,185	1,168
幸	301	312	326	567	656	759	518
中原	271	382	419	608	764	883	732
高津	468	562	686	716	793	768	777
宮前	714	789	841	1,004	1,141	1,079	1,065
多摩	538	593	624	717	578	615	841
麻生	622	830	727	933	829	829	1,098
全市	3,899	4,692	4,720	5,551	5,636	6,118	6,199

〔平成19年度の公園緑地・街路樹等に関する苦情等の状況(西部公園事務所管内)〕

内容	高津区	宮前区	合計
公園緑地	692	976	1,668
樹木剪定	109	132	241
落葉	2	1	3
草刈、除草等	48	77	125
施設補修	110	127	237
遊具補修等	64	84	148
電気施設	32	45	77
トイレ	13	16	29
水道	28	60	88
ゴミ問題	47	71	118
害虫問題	23	50	73
騒音問題	0	0	0
ホームレス問題	7	7	14
ペット問題	6	17	23
駐車場	0	0	0
カラスの駆除	28	23	51
その他	175	266	441
街路樹	78	226	304
剪定	41	153	194
草刈、除草	11	7	18
落葉	0	1	1
害虫問題	6	12	18
カラスの駆除	5	11	16
ゴミ問題	0	0	0
その他	15	42	57
利用マナーについて	0	0	0
職員の対応について	0	0	0
その他	0	0	0
合計	770	1,202	1,972

集計対象は電話、来訪、市長への手紙及び文書によるものとする。

〔公園緑地愛護会と公園緑地管理運営協議会の設置状況〕

平成19年3月31日現在
(人口はH19.4.1現在)

区	人口	公園数(A)	愛護会数(B)	協議会の数(C)	合計(D=B+C)	設置率(D/A)
川崎区	208,932	152	63	57	120	78.9%
幸区	145,082	94	43	38	81	86.2%
中原区	217,135	106	41	44	85	80.2%
高津区	208,467	140	68	16	84	60.0%
宮前区	209,789	190	83	43	126	66.3%
多摩区	205,929	151	69	18	87	57.6%
麻生区	159,579	284	111	31	142	50.0%
合計	1,354,913	1,117	478	247	725	64.9%

〔平成19年度の地域における公園の利用状況など(宮前区内)〕

<公園内行為許可>		
内容	件数	備考
地域等のイベント	32	バザー、映画会、防犯パトロール集会、移動動物園、地域交流会
祭り	29	夏祭り、盆踊り大会、こどもまつり、こども文化センター祭り
保育園・幼稚園等の行事	18	移動動物園、盆踊り、運動会、バザー
防災訓練	15	町会、マンション、こども文化センター等の防災訓練
その他	13	テレビ撮影等
合計	107	

<公園緑地管理運営協議会 利用調整報告>		
内容	件数	備考
地域等のイベント	6	ゲートボール等の大会、ドッジボール大会、餅つき大会
祭り	14	祭り、盆踊り大会
防災訓練	4	防災訓練、炊き出し訓練など
その他	6	ラジオ体操、太極拳など
合計	30	